

1. 開会日時・場所

日時 令和5年4月25日(火) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番 田坂 友彦	2番 寶田 清隆	3番 新庄 實雄
4番 佐々木 昭和	5番 井長 哲	6番 阪井 瑞枝
7番 橋本 宏明	8番 信藤 延夫	9番 上田 励二
10番 堀本 隆司	11番 山口 郁恵	12番 久留本 忠美
13番 河村 博	14番 花山 哲男	15番 今田 正道
16番 郷谷 幸男	17番 林 壽彦	18番 山口 龍子
19番 武郷 勝己		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番 為清 敏治	21番 池原 幸伸	22番 宮崎 幸男
23番 山本 明雄	24番 兼光 一美	25番 平岡 順二
26番 岡本 恒明	27番 宮岡 恒輔	28番 岡田 利文
29番 佐々木 豊彦	30番 —	31番 —
32番 助政 春三	33番 戸野 勉	34番 高下 義彦
35番 廉 賢治	36番 宮本 洋子	37番 —
38番 向井 浩司		

欠席委員

30番 吉国 幹夫	31番 大崎 恒生	37番 松廣 真治
-----------	-----------	-----------

3. 議事録署名人

10番 堀本 隆司	12番 久留本 忠美
-----------	------------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
 農林水産課 係長 東 徹

5. 審議事項

第30号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第31号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第32号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第33号議案	非農地証明申請について
第34号議案	農用地利用集積計画について
第35号議案	農地法関係事務処理要綱の一部改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第4回総会は成立しております。
 会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、10番 堀本委員、12番 久

留本委員を指名します。

議 長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第30号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5 第34号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議 長 日程第5 第34号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第34号議案に係る、資料34の第1番から第9番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書10ページをご覧ください。第34号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましても、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
三原地域から件数2件、筆数2筆、面積3,078㎡、久井地域から件数1件、筆数5筆、面積11,259㎡、大和地域から件数1件、筆数2筆、面積3,397㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料34の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料34の第1番から第2番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番から第2番については、三原地域から件数2件、筆数2筆、面積3,078㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第2番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、第3番から第9番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第3番から第9番については、久井地域から件数1件、筆数5

筆、面積 11,259 m²、大和地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積 3,397 m²を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手にそれぞれ貸し付けるものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画、第 3 番から第 9 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、第 34 号議案について、第 1 番から第 9 番は、全て原案のとおり承認決定されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第 1 第 30 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 37 件から第 47 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 30 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 37 件は、〇〇から福山市の〇〇、宮浦 5 丁目の〇〇が、新倉 2 丁目〇〇ほか 1 筆 地目：畑 2 筆 合計 410 m²について、持分を譲り受け、共同で耕作するものです。
第 38 件は、〇〇から東広島市の〇〇が、八幡町垣内〇〇ほか 8 筆 地目：田 6 筆 畑 3 筆 合計 8,976 m²を、農業経営規模拡大のため、譲り受けるものです。
第 39 件は、〇〇から沼田東町末光の〇〇・〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：田 1,020 m²を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 40 件は、〇〇から鷺浦町須波の〇〇が、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 479 m²を、住宅に隣接し耕作に便利のため、譲り受けて新規就農するものです。
第 41 件は、〇〇から西野 1 丁目の〇〇が、鷺浦町須波〇〇地目：畑 248 m²を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 42 件は、〇〇から本郷北 1 丁目の〇〇が、本郷北 1 丁目〇〇 地目：田 276 m²を、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。
第 43 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：畑 47 m²を、実家に隣接し耕作に便利のため譲り受けるものです。
第 44 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇ほか 1 筆 地目：畑 合計 167 m²を、相手方の要望を受け、譲り受けるものです。
第 45 件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町江木〇〇 地目：畑 330 m²を、住宅とともに譲り受けて耕作するものです。
第 46 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか 3 筆 地目：田 合計 6,009 m²について、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 47 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：田 1,236 m²を、隣接地を所有しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は、全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

19 番 第 37 件、4 月 20 日現地確認に 22 番推進委員、〇〇行政書士と私の 3 名で立会しました。
事務局の説明どおり問題ないと思います。

8 番 第 38 件、4 月 21 日に 21 番推進委員と現地を確認いたしました。現地は山陽道の三原久井インターから東へ 700 メートルぐらいいったところがありまして、今説明がありましたように全く問題ないと思います。

- 2 番 第 39 件, 4 月 22 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は沼田東の自由ヶ丘ニュータウンという団地の北側のふもとにあります。現況は耕作されておりました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。
- 10 番 第 40 件, 次の案件も私の案件なので, 続けて報告いたします。
4 月 20 日 26 番推進委員と現地を確認してきました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
次の案件も 4 月 20 日 26 番推進委員と現地を確認してきました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 17 番 第 42 件, 4 月 21 日 27 番推進委員と現地確認を行いました。譲受人は後継者がおり, 事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 7 番 第 43 件, 次の 44 番も担当案件のため, 続けて説明をさせていただきます。
4 月 18 日 28 番推進委員と譲受人の父親と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。
44 番も 4 月 18 日 28 番推進委員と譲受人の家族と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。
- 14 番 第 45 件, 4 月 22 日に 13 番委員・32 番推進委員と 3 名で現地を確認しました。現地は、県道 25 号線から約 100 メートルほど北に入ったところであり。譲受人の〇〇と現地で説明を受けました。譲渡人が 2 年ぐらい前までそこで畑を作られていて, すぐに耕作ができるというような形の場所でした。あとは事務局の説明のとおりでございます。問題ないと思います。
- 6 番 第 46 件, 4 月 19 日に 34 番推進委員と現地の方確認いたしました。すでに農地の方は耕作準備がされており, 事務局の説明のとおりで何も問題ないと思います。
次の 47 件も私の案件なので続けて発表させていただきます。4 月 19 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。隣接されるところが〇〇の所有土地であり, すでにもう耕作の準備がしてありました。事務局の説明どおり何も問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 37 件から第 47 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 2 第 31 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について, 第 7 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 5 ページをご覧ください。第 31 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 7 件は, 〇〇が, 沼田東町末光〇〇 地目: 畑 179 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石 16 基です。
許可基準は, 「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で, 「農地法第 4 条第 6 項第 2 号: 申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ない」と認められること」に該当します。
農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

2 番 第 7 件，4 月 22 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は家の前で，山の
上にある墓をおろすということで，特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

議 長 地元委員の調査報告は，承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより，採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請，第 7 件の本案は，原案のとおり許可決定することに
ついて，賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

次に，日程第 3 第 32 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について，第 46 件から第 59 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 6 ページをご覧ください。第 32 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請につ
いて説明します。

第 46 件は，〇〇から，株式会社〇〇が，深町〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 2,981 ㎡に
ついて，所有権の移転を受け，太陽光発電施設に転用するもので，内容は，太陽光パネル 176
枚，11 棟，発電量 49.5kw 規模です。

第 47 件は，亡〇〇の相続財産管理人〇〇から，〇〇が，小坂町〇〇 地目：畑 382 ㎡に
ついて，所有権の移転を受け，資材置場及び駐車場に転用するもので，内容は，建築資材 100
㎡，物置 1 棟，駐車場 2 区画です。

当該案件は，転用の許可を得ることなく，資材置場として利用していることから，始末書
を求め提出されています。

第 48 件から第 50 件は，譲受人が同一のため，合わせて説明します。

第 48 件は，〇〇から，沼田 3 丁目〇〇 ほか 2 筆 地目：田及び畑 合計 1,180 ㎡につ
いて

第 49 件は，〇〇から，本郷町船木〇〇 地目：田 886 ㎡について，

第 50 件は，〇〇から，本郷町上北方〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,581 ㎡について，
それぞれ，株式会社〇〇が所有権の移転を受け，太陽光発電施設に転用するもので，内容
は，発電量 49.5kw 規模の太陽光発電施設が，合計 3 施設となっています。

第 51 件から第 57 件についても，譲受人が同一で，土地の所在も近接しているため，合
わせて説明します。

第 51 件は，〇〇から，久井町羽倉〇〇 地目：田 1,249 ㎡について

第 52 件は，〇〇から，久井町羽倉〇〇 ほか 1 筆 地目：田及び畑 合計 1,497 ㎡につ
いて，

第 53 件も，同じく〇〇から，久井町羽倉〇〇 地目：田 987 ㎡について，

第 54 件も，同じく〇〇から，久井町羽倉〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 2,145 ㎡につ
いて，

第 55 件は，〇〇から，久井町羽倉〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,966 ㎡について，

第 56 件も，同じく〇〇から，久井町羽倉〇〇 地目：田 1,465 ㎡について，

第 57 件も，同じく〇〇から，久井町羽倉〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,486 ㎡につ
いて，

それぞれ，株式会社〇〇が所有権の移転を受け，太陽光発電施設に転用するもので，内容
は，発電量 44.55kw 規模の太陽光発電施設が，合計 5 施設，発電量 49.5kw 規模の太陽光発電
施設が，合計 3 施設，総合計 8 施設となっています。

第 58 件は，〇〇から，宗教法人〇〇が，久井町羽倉〇〇 地目：畑 178 ㎡について，所
有権の移転を受け，植樹の用に供するため転用するもので，内容は，桜 5 本です。

第 46 件から第 58 件は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で，
許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事

業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第 59 件は、〇〇から、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：畑 32 m²について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、採石、ブロックの置場です。

許可基準は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ（1）市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

農地法、第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

地元委員の調査報告を求めます。

16 番

第 46 件、4 月 20 日 20 番推進委員と現地を確認しました。谷あいの農地にあつて周囲に住宅もなく、特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

19 番

第 47 件、なお 48 件も続けて同じ案件ですので、続けて説明します。

まず 47 件ですが、4 月 20 日 22 番推進委員、〇〇行政書士と立会しました。農地の区分は第 2 種です。事務局から説明がありましたように、もうすでにだいぶ前から駐車場・倉庫等になっています。現地確認書に基づいて、〇〇行政書士と確認させていただきました。特に問題ないと思います。

次に第 48 件ですが、同じく 4 月 20 日 22 番推進委員・〇〇行政書士と立会しました。農地区分は第 2 種です。現地確認書に基づいて確認しましたが、特に問題ありません。事務局の説明のとおりです。

7 番

第 49 件、4 月 18 日 28 番推進委員と行政書士と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より 4.2 キロ、もと船木小学校の北側に位置します。周辺の農地には特に影響はないと思われ、事務局の説明のとおり問題ありません。農地区分は第 2 種です。

17 番

第 50 件、4 月 21 日 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第 2 種です。

1 番

第 51 件、4 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。51 件から 58 件まであわせて報告させていただきます。51 件から 57 件は隣接した土地でして、事務局の報告どおりで問題ないと思います。

第 58 件も事務局の説明どおり問題ないです。すべて第 2 種農地です。

6 番

第 59 件、4 月 19 日に 34 番推進委員と現地確認を行いました。現地は大和支所から 150 メートルの位置にあり、事務局の説明どおりで何も問題ございません。農地区分は第 3 種です。

議 長

地元委員の調査報告は、承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 46 件から第 59 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 4 第 33 号議案を上程します。

非農地証明申請について、第 10 件から第 11 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 9 ページをご覧ください。第 33 号議案 非農地証明申請について説明します。

第 10 件は、〇〇から、沼田東町末光〇〇ほか 1 筆 地目：田 合計 445 m²について、昭和 60 年以前に住宅を建築して以降、宅地として使用しており、現況地目：宅地として申請されています。

第 11 件は、〇〇から、久井町江木〇〇 地目：田 644 m²について、昭和 58 年頃から耕作

放棄し、現況地目：山林として申請されています。

申請地は、第10件は「人為的な潰廃であるが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当し、第11件は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 第10件、4月22日に私と24番推進委員と現地を確認しました。申請地は三原竹原線の県道の横にある〇〇から南へ1キロぐらいいった東側です。現況は倉庫と住宅・庭になっておりました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第2種です。

14番 第11件、4月22日13番委員・32番推進委員の3名と申請者の〇〇と現地確認のほうをいたしました。場所は久井支所から北へ約2キロの地点で、県道154号線から約100メートルぐらいいったところにありました。現地はもう山になっており、雑木もたくさん生えておりました。非農地には問題ないと思います。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第10件から第11件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員あります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第6 第35号議案を上程します。
農地法関係事務処理要綱の一部改正について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページと資料35をご覧ください。第35号議案 農地法関係事務処理要綱の改正について説明いたします。

この改正は、令和5年3月28日付けで広島県が示す「農地法関係事務処理ガイドライン」が改正されたことに伴い、三原市の農地法関係事務処理要綱を改正するものです。

改正の概要については、「資料35」の1ページ開いた裏面をご覧ください。

大きな改正点は、「区分」－「本文」の

1、議案表記も1

農業経営基盤強化促進法の一部改正について、農用地利用集積計画の廃止に伴い、該当部分の削除と、経過措置の記載を行い、地域計画について記載しました。

2、議案表記も2

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正について、農用地利用集積等促進計画について記載しました。

5、議案表記は3

分筆について、一筆の一部の転用許可申請について、分筆が基本ではあるが、所有権移転や地目変更登記を前提としない場合は、実測図を添付した申請を認める旨を記載しました。

8、議案表記は4

一時転用許可について、法面等太陽光発電、営農型太陽光発電、養殖池等、国の通知により転用期間を10年としたり、再許可を認めるなど、例外的な取扱いが増えたことから、項目を新設し、内容を整理しました。

10、議案表記は5

転用許可の条件について、特定建築条件付売買予定地や、法面等太陽光発電、営農型太陽光発電等、付すべき条件のパターンが増えてきたことから、あらためて整理したものです。

本改正は当該議案に同意を頂きましたら、本日令和5年4月25日付で施行、翌月5月1日から適用する予定です。

農地法関係事務処理要綱の改正についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長 挙手多数であります。
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。
以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 7件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 8件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
○事業計画変更届出受理 1件
○非農地判断 481筆
2 その他
○今後の日程
令和5年第5回定例総会 5月25日(木)14時

議長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時46分

令和5年4月25日

議長(会長)

議事録署名者

同 上